

半 期 報 告 書

(第 6 期中) 自 平 成 19 年 4 月 1 日
 至 平 成 19 年 9 月 30 日

株式会社 **埼玉りそな銀行**

(501105)

第 6 期中（自平成19年 4 月 1 日 至平成19年 9 月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **埼玉りそな銀行**

目 次

頁

第6期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【主要な設備の状況】	25
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
【中間財務諸表等】	30
第6 【提出会社の参考情報】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	62
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【中間会計期間】	第6期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社埼玉りそな銀行
【英訳名】	Saitama Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 田 憲 治
【本店の所在の場所】	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
【電話番号】	(048)824-2411(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 増 田 賢 一 朗
【最寄りの連絡場所】	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
【電話番号】	(048)824-2411(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 増 田 賢 一 朗
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第 4 期中	第 5 期中	第 6 期中	第 4 期	第 5 期
決算年月		平成17年 9 月	平成18年 9 月	平成19年 9 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
経常収益	百万円	89,444	94,144	108,953	178,619	195,684
経常利益	百万円	28,507	32,198	39,098	55,393	64,848
中間純利益	百万円	15,234	18,970	22,952	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	33,021	35,653
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
発行済株式総数	千株	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
純資産額	百万円	251,165	271,204	300,678	273,674	297,774
総資産額	百万円	9,448,653	9,502,899	9,520,232	9,584,758	9,712,746
預金残高	百万円	8,432,722	8,629,009	8,709,209	8,714,281	8,941,264
貸出金残高	百万円	5,465,553	5,793,805	5,984,500	5,683,503	5,921,348
有価証券残高	百万円	1,288,880	1,308,975	1,759,827	1,396,964	1,642,822
1 株当たり純資産額	円	66,096.09	71,369.59	79,125.92	72,019.57	78,361.67
1 株当たり中間純利益	円	4,009.10	4,992.17	6,040.04	—	—
1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	8,689.75	9,382.41
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額	円	1,600.00	2,800.00	未定	7,300.00	3,800.00
自己資本比率	%	—	2.85	3.15	—	3.06
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.38	8.58	10.01	8.20	9.01
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	166,194	△5,101	△102,665	329,599	300,676
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△155,773	86,399	△144,010	△245,541	△227,131
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△14,820	△11,660	15,925	△10,900	△22,300
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	293,331	440,536	191,398	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	370,890	422,142
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,608 [3,727]	2,854 [3,666]	2,854 [3,697]	2,650 [3,698]	2,769 [3,668]

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
- 2 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので記載しておりません。
- 4 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「(1)中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 6 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年9月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 7 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がありませんので記載しておりません。
- 8 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 9 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 10 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 11 当社は、第4期及び第5期の財務諸表については証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期中の中間財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第4期中及び第5期中の中間財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,854 [3,697]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は3,822人であります。また、取締役を兼務しない執行役員7名も含んでおりません。
- 2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数は2,450人(出向者を含む)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間会計期間の世界経済は、新興国経済が拡大基調を強めるなか、先進国経済も好調に推移し、高成長が持続しました。米国では、住宅投資の大幅な減少が続きましたが、個人消費や輸出が好調で、潜在成長率を上回る伸びとなりました。欧州経済も、輸出が高い伸びを続け、個人消費・設備投資も増加基調を辿りました。アジアでは、中国やインドが高い成長を続け、域内経済は底堅い動きとなりました。

わが国経済は、緩やかな景気拡大を続けました。輸出は、海外経済の拡大を背景に高い伸びとなり、設備投資も、高水準の企業収益を背景に増加基調となりました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化はなく、一人当たりの賃金は伸び悩みました。しかし、企業の雇用不足感は強く、雇用者数が増加したことで、雇用者所得は緩やかな増加を維持しました。こうした環境のもとで、個人消費は、天候に左右されながらも、底堅く推移しました。国内企業物価は、国際商品市況高を背景に、概ね前年比＋1％台半ばで推移しました。消費者物価（全国、除く生鮮食品）は前年をわずかに下回る水準で膠着状態となりました。

金融資本市場に目を転じると、短期金利は先行きの日銀の利上げを織り込み、上昇しました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は緩やかな景気拡大のもと、日銀による早期利上げ観測も浮上し、一時2％台に迫る上昇をしました。その後、米国のサブプライムローン問題により、欧米の金融市場が混乱したことを受け反転し、1.5％台まで低下する場面も見られました。株式市場は世界的な景気の回復基調を好感し、日経平均が1万8,000円台を回復しましたが、金融市場の混乱を嫌気し、下落に転じました。円の対ドルレートも夏場にかけて円安方向で推移したものの、その後は110円台前半まで円高が進行しました。期末にかけては、F R Bが利下げを実施するなど、金融当局の積極的な対応により、金融市場の混乱が一服し、金利低下、株安、円高の流れには一旦歯止めがかかりました。

このような中で埼玉県経済は、個人消費がやや力強さに欠け、住宅建設は建築基準法等の一部改正の影響から弱含みで推移しているものの、生産が増加傾向にあり、総じてみれば底堅く推移しています。

(経営方針)

当社は、「現場主義」、「お客さま第一主義」を営業の基本として、地元埼玉県のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えし、より便利で質の高い商品・サービスのご提供に努めております。

平成18年11月にりそなグループとして策定した「経営の健全化のための計画」に織り込まれた当社の中期経営計画に基づき、これまで以上に地域に密着した営業を強化することにより、「更なる収益力の強化による成長」と「健全性の維持向上」に取り組み、計画の着実な履行を通して、地域の皆さまからの信頼にお応えしていく方針です。

(業績)

当中間会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は9兆5,202億円と前事業年度末比1,925億円減少いたしました。

資産では、有価証券は前事業年度末比1,170億円増加して1兆7,598億円に、貸出金は前事業年度末比631億円増加して5兆9,845億円になっております。一方でコールローンは前事業年度末比3,961億円減少して1兆662億円となりました。

負債につきましては、預金は前事業年度末比2,320億円減少して8兆7,092億円に、譲渡性預金は142億円減少して1,380億円となりました。なお、定期預金は前事業年度末比795億円増加し、3兆3,195億円となっております。

純資産につきましては、中間純利益の計上などにより、株主資本合計が前事業年度末比191億円増加して2,481億円になりました一方、その他有価証券評価差額金の減少などにより、評価・換算差額等合計は前事業年度末比162億円減少し、525億円となっております。以上の結果、純資産の部合計は前事業年度末比29億円増加し、3,006億円となっております。なお、1株当たり純資産額は、79,125円92銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が1,089億円、経常費用が698億円で、経常利益は390億円となりました。このうち資金運用収支は673億円、役務取引等収支は127億円で、営業経費は364億円であります。また、特別利益8億円と特別損失1億円により、税引前中間純利益は397億円、中間純利益は229億円となりました。なお、1株当たり中間純利益は6,040円4銭となっております。

単体自己資本比率(国内基準)は、10.01%となりました。

なお、当半期報告書は当社が最初に提出する半期報告書であるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。(以下、各項において同様であります。)

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金や譲渡性預金の減少などにより、1,026億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより、1,440億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行などにより、159億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前事業年度末比2,307億円減少して1,913億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間会計期間の資金運用収支は、国内業務部門は675億円、国際業務部門は△1億円となり、合計では、673億円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門は126億円、国際業務部門は1億円となり、合計では、127億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門は△3億円、国際業務部門は5億円となり、合計では、2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	67,561	△186	67,374
うち資金運用収益	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	79,272	767	96 79,944
うち資金調達費用	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	11,711	954	96 12,570
役務取引等収支	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	12,638	103	12,742
うち役務取引等収益	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	21,650	155	21,805
うち役務取引等費用	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	9,011	51	9,063
その他業務収支	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	△368	595	227
うちその他業務収益	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,149	377	3,526
うちその他業務費用	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,517	△218	3,298

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に 9 兆3,143億円となりました。

このうち国内業務部門は 9 兆2,793億円、国際業務部門は966億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に 9 兆2,745億円となりました。

このうち国内業務部門は 9 兆2,393億円、国際業務部門は969億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内業務部門は1.70%、国際業務部門は1.58%、合計では1.71%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内業務部門は0.25%、国際業務部門は1.96%、合計では0.27%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	9,279,361	79,272	1.70
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	5,904,016	65,248	2.20
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	50,533	178	0.70
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,539,823	8,168	1.05
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,656,967	5,034	0.60
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	7,286	24	0.66
うち買入手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	19,035	53	0.56
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,035	0	0.01
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	(61,726) 9,239,326	(96) 11,711	0.25
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	8,772,875	9,447	0.21
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	185,350	468	0.50
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	60,386	149	0.49
うち売現先勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,165	9	0.58
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	16,011	50	0.62
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	139,372	1,160	1.66

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間会計期間84,741百万円)を控除しております。
- 3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	(61,726) 96,676	(96) 767	1.58
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	7,326	201	5.49
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	4,290	64	2.97
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	12,148	316	5.19
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち買入手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	96,902	954	1.96
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	25,440	400	3.14
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	327	7	4.72
うち売現先勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	150	3	4.49
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—

- (注) 1 国際業務部門は国内店の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間会計期間156百万円)を控除しております。
- 3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
- 4 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	9,314,311	79,944	1.71
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	5,911,343	65,450	2.20
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	50,533	178	0.70
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,544,113	8,232	1.06
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,669,115	5,351	0.63
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	7,286	24	0.66
うち買入手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	19,035	53	0.56
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,035	0	0.01
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	9,274,501	12,570	0.27
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	8,798,316	9,848	0.22
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	185,350	468	0.50
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	60,714	156	0.51
うち売現先勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,165	9	0.58
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	16,161	53	0.66
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	139,372	1,160	1.66

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当中間会計期間84,898百万円)を控除しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間会計期間の役務取引等収益合計は218億円、役務取引等費用合計は90億円となり、役務取引等収支合計では127億円となりました。

なお、国内業務部門が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	21,650	155	21,805
うち預金・貸出業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,297	—	3,297
うち為替業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	4,050	135	4,185
うち証券関連業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	7,432	—	7,432
うち代理業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	2,410	—	2,410
うち保護預り・貸金庫業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	436	—	436
うち保証業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	129	20	149
役務取引等費用	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	9,011	51	9,063
うち為替業務	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	827	45	873

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

該当ありません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	8,681,938	27,271	8,709,209
うち流動性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	5,301,678	—	5,301,678
うち定期性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,319,547	—	3,319,547
うちその他	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	60,712	27,271	87,984
譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	138,020	—	138,020
総合計	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	8,819,958	27,271	8,847,229

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,984,500	100.00
製造業	409,574	6.84
農業	9,737	0.16
林業	459	0.01
漁業	5	0.00
鉱業	2,537	0.04
建設業	183,542	3.07
電気・ガス・熱供給・水道業	13,365	0.22
情報通信業	11,121	0.19
運輸業	132,970	2.22
卸売・小売業	361,261	6.04
金融・保険業	20,413	0.34
不動産業	533,538	8.92
各種サービス業	461,397	7.71
地方公共団体	357,914	5.98
その他	3,486,663	58.26
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
合計	5,984,500	—

(注) 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、住宅ローンが含まれております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,030,979	—	1,030,979
地方債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	256,429	—	256,429
社債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	228,046	—	228,046
短期社債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
株式	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	180,121	—	180,121
その他の証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	61,309	2,941	64,250
合計	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,756,886	2,941	1,759,827

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	当中間会計期間 (百万円)
業務粗利益	80,344
経費(除く臨時処理分)	35,750
人件費	12,795
物件費	20,630
税金	2,324
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	44,593
一般貸倒引当金繰入額	△2,174
業務純益	46,767
うち債券関係損益	825
臨時損益	△7,668
株式関係損益	△280
不良債権処理損失	7,455
貸出金償却	4,374
個別貸倒引当金繰入額	3,269
その他の債権売却損等	△187
その他臨時損益	67
経常利益	39,098
特別損益	684
うち固定資産処分損益	△183
うち減損損失	0
うち与信費用戻入額	869
税引前中間純利益	39,783
法人税、住民税及び事業税	14,551
法人税等調整額	2,280
中間純利益	22,952
与信関連費用総額	4,412

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。
8 与信関連費用総額＝一般貸倒引当金繰入額＋臨時損益中の不良債権処理損失－特別損益中の与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)

	当中間会計期間 (%)
(1) 資金運用利回 ①	1.70
(イ)貸出金利回	2.20
(ロ)有価証券利回	1.05
(2) 資金調達原価 ②	1.01
(イ)預金等利回	0.22
(ロ)外部負債利回	1.30
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.69

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引であります。
2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3 ROE

	当中間会計期間 (%)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	29.72
業務純益ベース	31.17
中間純利益ベース	15.29

- (注) $ROE = \frac{\text{業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{期末純資産の部合計}) \div 2}$

4 預金・貸出金等の状況

① 預金・貸出金の残高

	当中間会計期間 (百万円)
預金(末残)	8,709,209
預金(平残)	8,798,316
貸出金(末残)	5,984,500
貸出金(平残)	5,911,343

② 個人・法人別預金残高(国内)

	当中間会計期間 (百万円)
個人	6,924,441
法人その他	1,784,767
合計	8,709,209

(注) 譲渡性預金を除いております。

③ 消費者ローン残高

	当中間会計期間 (百万円)
消費者ローン残高	3,388,270
うち住宅ローン残高	3,293,023
うちその他ローン残高	95,246

④ 中小企業等貸出金

			当中間会計期間
中小企業等貸出金残高	①	百万円	5,306,833
総貸出金残高	②	百万円	5,984,500
中小企業等貸出金比率	①／②	%	88.67
中小企業等貸出先件数	③	件	359,329
総貸出先件数	④	件	359,694
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.89

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況

○ 支払承諾の残高内訳

種類	当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	12	85
信用状	74	898
保証	829	21,123
計	915	22,107

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	70,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	20,012
	その他利益剰余金	58,124
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	6,233
	計 (A)	241,903
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿 価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	16,614
	負債性資本調達手段等	177,000
	うち永久劣後債務 (注2)	100,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	77,000
	計	193,614
	うち自己資本への算入額 (B)	193,614
控除項目	控除項目 (注4) (C)	5,847
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	429,670
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,984,695
	オフ・バランス取引等項目	49,970
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,034,666
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	254,721
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	20,377
	計(E) + (F) (H)	4,289,388
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)		10.01
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%)		5.63

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号に掲げるもの、すなわち、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー等であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	140
危険債権	543
要管理債権	212
正常債権	59,834

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社といたしましては、「成長」と「健全」を目指す中期経営計画におきまして、営業基盤の継続的拡大、バランスのとれた安定的収益構造の確立、コンプライアンス遵守やリスク管理高度化等の内部統制の強化、さらには、人材育成を経営の重要課題と位置づけ、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

○営業基盤の継続的拡大

多様化・高度化する地域のお客さまの金融ニーズにお応えするために、ソリューション提供力やお客さまとのリレーションを強化し、またIT支援、県内ネットワーク、グループ機能等を融合した差別化等を通して、お客さまの利便性向上を図り、営業基盤の継続的な拡大に取り組んでまいります。法人のお客さまとのお取引においては、創業・成長・再生支援を軸に担い手・提案の質を高め、コンサルティング営業体制を確立し、個人のお客さまとのお取引においては、ライフステージ・ライフスタイルに応じた適切な商品・サービスのご提供に向けてご相談機能のレベルアップを図ってまいります。

○バランスのとれた安定的収益構造の確立

これまで以上に地域金融機関として地元への積極的な資金供給に努めるとともに、お客さまのニーズに応じた金融商品販売等を通して、安定的な収益構造を確立し、健全性の高い財務基盤の構築に取り組んでまいります。あわせて、オペレーション改革等を通してローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

○内部統制の強化

企業の信頼性への社会的要請がますます高まる中、お客さまからの信頼をより確かなものとするために、利用者保護のための体制の強化や担い手教育体制の再構築、さらには営業現場におけるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。また、バーゼルⅡを踏まえ、信用リスクやオペレーショナルリスク等、リスク管理の高度化に取り組んでまいります。

○人材育成

厳しさを増す競争環境の中で、持続的な成長に向けて高度で多様なお客さまのニーズに対応しうる人材が不可欠であるとの認識のもと、社員の知的装備を全社レベルで引き上げるとともに、ソリューション力の強化、専門性の高い人材育成、多様な人材の活用等、中長期的な人材強化を図ってまいります。

こうした取組みを通じて、開業以来の目指すべき銀行像「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」の実現に向け地域密着型金融を推進し、埼玉県経済の更なる活性化・地域社会の発展に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,800,000	3,800,000	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
計	3,800,000	3,800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	3,800	—	70,000,000	—	100,000,000

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	3,800	100.00
計	—	3,800	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	3,800,000	3,800	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,800,000	—	—
総株主の議決権	—	3,800	—

② 【自己株式等】

該当事項なし。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当半期報告書は当社が最初に提出する半期報告書であるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。
- 3 当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
- 4 当社には、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		192, 975	2. 03	423, 635	4. 36
コールローン		1, 066, 228	11. 20	1, 462, 375	15. 06
債券貸借取引支払保証金		129, 889	1. 36	—	—
買入手形	※7	150, 000	1. 58	—	—
買入金銭債権		96, 308	1. 01	105, 442	1. 09
商品有価証券		26, 326	0. 28	8, 955	0. 09
有価証券	※7, 13	1, 759, 827	18. 48	1, 642, 822	16. 91
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	5, 984, 500	62. 86	5, 921, 348	60. 96
外国為替	※6	14, 801	0. 15	14, 213	0. 15
その他資産	※7	52, 029	0. 55	84, 043	0. 87
有形固定資産	※9, 10	57, 750	0. 61	57, 987	0. 60
無形固定資産		2, 930	0. 03	2, 932	0. 03
支払承諾見返		22, 107	0. 23	24, 668	0. 25
貸倒引当金		△35, 444	△0. 37	△35, 677	△0. 37
資産の部合計		9, 520, 232	100. 00	9, 712, 746	100. 00

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	8,709,209	91.48	8,941,264	92.06
譲渡性預金		138,020	1.45	152,230	1.57
コールマネー		63,849	0.67	40,067	0.41
借入金	※7, 11	105,400	1.11	131,300	1.35
外国為替		321	0.00	359	0.00
社債	※12	95,000	1.00	40,000	0.41
その他負債		71,934	0.75	65,368	0.67
賞与引当金		1,641	0.02	—	—
その他の引当金		1,701	0.02	1,412	0.02
繰延税金負債		10,369	0.11	18,299	0.19
支払承諾		22,107	0.23	24,668	0.25
負債の部合計		9,219,553	96.84	9,414,972	96.93
(純資産の部)					
資本金		70,000	0.74	70,000	0.72
資本剰余金		100,000	1.05	100,000	1.03
資本準備金		100,000		100,000	
利益剰余金		78,137	0.82	58,985	0.61
利益準備金		20,012		20,012	
その他利益剰余金		58,124		38,972	
繰越利益剰余金		58,124		38,972	
株主資本合計		248,137	2.61	228,985	2.36
その他有価証券評価差額金		52,761	0.55	69,099	0.71
繰延ヘッジ損益		△219	△0.00	△309	△0.00
評価・換算差額等合計		52,541	0.55	68,789	0.71
純資産の部合計		300,678	3.16	297,774	3.07
負債及び純資産の部合計		9,520,232	100.00	9,712,746	100.00

② 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		108,953	100.00	195,684	100.00
資金運用収益		79,944		138,791	
(うち貸出金利息)		(65,450)		(117,163)	
(うち有価証券利息配当金)		(8,410)		(14,188)	
役務取引等収益		21,805		43,864	
その他業務収益		3,526		7,659	
その他経常収益		3,677		5,369	
経常費用		69,855	64.11	130,836	66.86
資金調達費用		12,570		14,432	
(うち預金利息)		(9,848)		(10,874)	
役務取引等費用		9,063		18,574	
その他業務費用		3,298		10,076	
営業経費	※1	36,423		72,077	
その他経常費用	※2	8,499		15,675	
経常利益		39,098	35.89	64,848	33.14
特別利益	※3	879	0.81	1,086	0.55
特別損失	※4	194	0.18	1,330	0.68
税引前中間(当期)純利益		39,783	36.52	64,604	33.01
法人税、住民税及び事業税		14,551	13.36	20,431	10.44
法人税等調整額		2,280	2.09	8,520	4.35
中間(当期)純利益		22,952	21.07	35,653	18.22

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
平成19年 3月31日残高 (百万円)	70,000	100,000	100,000	20,012	38,972	58,985	228,985
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当					△3,800	△3,800	△3,800
中間純利益					22,952	22,952	22,952
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	19,152	19,152	19,152
平成19年 9月30日残高 (百万円)	70,000	100,000	100,000	20,012	58,124	78,137	248,137

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	69,099	△309	68,789	297,774
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△3,800
中間純利益				22,952
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△16,337	89	△16,248	△16,248
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△16,337	89	△16,248	2,904
平成19年9月30日残高 (百万円)	52,761	△219	52,541	300,678

Ⅱ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	70,000	100,000	100,000	20,012	35,619	55,631	225,631
事業年度中の変動額							
剰余金の配当(注)					△21,660	△21,660	△21,660
剰余金の配当					△10,640	△10,640	△10,640
当期純利益					35,653	35,653	35,653
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	3,353	3,353	3,353
平成19年3月31日残高 (百万円)	70,000	100,000	100,000	20,012	38,972	58,985	228,985

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	48,042	—	48,042	273,674
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△21,660
剰余金の配当				△10,640
当期純利益				35,653
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	21,056	△309	20,746	20,746
事業年度中の変動額合計 (百万円)	21,056	△309	20,746	24,099
平成19年3月31日残高 (百万円)	69,099	△309	68,789	297,774

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		39,783	64,604
減価償却費		1,085	2,129
減損損失		0	934
貸倒引当金の増加額		△233	309
賞与引当金の増加額		1,641	—
資金運用収益		△79,944	△138,791
資金調達費用		12,570	14,432
有価証券関係損益(△)		△812	120
為替差損益(△)		△96	△18
固定資産処分損益(△)		183	248
商品有価証券の純増(△)減		△17,371	19,162
貸出金の純増(△)減		△63,152	△237,844
預金の純増減(△)		△232,055	226,983
譲渡性預金の純増減(△)		△14,210	△2,580
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)		9,100	14,300
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△83	△26
コールローン等の純増(△)減		255,280	360,353
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		△129,889	—
コールマネー等の純増減(△)		23,781	△106,795
外国為替(資産)の純増(△)減		△588	△3,939
外国為替(負債)の純増減(△)		△38	56
資金運用による収入		79,976	139,158
資金調達による支出		△15,594	△14,126
その他		44,366	△6,423
小計		△86,301	332,246
法人税等の支払額		△16,364	△31,570
営業活動によるキャッシュ・フロー		△102,665	300,676
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△2,540,939	△3,188,017
有価証券の売却による収入		1,370,975	2,392,596
有価証券の償還による収入		1,026,906	569,926
有形固定資産の取得による支出		△929	△2,086
有形固定資産の売却による収入		17	534
無形固定資産の取得による支出		△40	△85
投資活動によるキャッシュ・フロー		△144,010	△227,131
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		△35,000	△20,000
劣後特約付社債の発行による収入		54,725	30,000
配当金支払額		△3,800	△32,300
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,925	△22,300
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		6	7
V 現金及び現金同等物の増加額		△230,744	51,252
VI 現金及び現金同等物の期首残高		422,142	370,890
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		191,398	422,142

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は311百万円減少し、繰延税金負債は210百万円減少しており、税引前当期純利益は521百万円増加しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左

	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ9百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年 3 月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：2年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左

	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。 上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,774百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。 上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,375百万円であります。

	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間会計期間より計上しております。	—
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	(3) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当事業年度から、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益が1,403百万円減少しております。

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9 ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。	同左
10 (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
11 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
12 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
— — — (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は298,084百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼動資産のグルーピングの単位については、従来、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等としておりましたが、当事業年度より各営業店に変更しております。この変更は、りそなグループ内において各営業店別のキャッシュ・フローを継続的に管理・把握できる環境が整備されたことを契機に、グループ統一方針の観点を踏まえ、稼動資産のグルーピング単位を見直したことによるものであります。 この変更により、従来の方法に比べ、税引前当期純利益が900百万円減少しております。 (キャッシュ・フロー計算書の計上区分の変更) 貸借対照表の「買入金銭債権」のうち証券取引法第2条第2項に規定する「みなし有価証券」に該当する信託受益権の増減については、従来、投資活動によるキャッシュ・フローの「有価証券の取得による支出」等を含めて計上しておりましたが、親子会社間の会計処理の統一を図るため、当事業年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「コールローン等の純増(△)減」を含めて計上しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業活動によるキャッシュ・フローは、20,875百万円減少し、投資活動によるキャッシュ・フローは同額増加しております。 —

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)
1 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は129,892百万円であります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,772百万円、延滞債権額は65,344百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,713百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,516百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,346百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は39,306百万円であります。	※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,028百万円、延滞債権額は57,535百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,382百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,023百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,970百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は44,506百万円であります。

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																		
※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>買入手形</td><td>150,000百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>1,024,915百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>21,887百万円</td></tr> </table> 担保提供資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>20,652百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>23,400百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,855百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は156百万円、敷金保証金は3,198百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,261,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,246,338百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 有形固定資産の減価償却累計額 48,637百万円 ※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,474百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金82,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、全額劣後特約付社債であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は45,330百万円であります。	買入手形	150,000百万円	有価証券	1,024,915百万円	貸出金	21,887百万円	預金	20,652百万円	借入金	23,400百万円	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>837,793百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>14,606百万円</td></tr> </table> 担保提供資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>39,878百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>14,300百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,181百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は3,451百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,308,688百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,297,739百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 有形固定資産の減価償却累計額 48,222百万円 ※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,474百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金117,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、全額劣後特約付社債であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は48,010百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったに伴い、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ48,010百万円減少しております。	有価証券	837,793百万円	貸出金	14,606百万円	預金	39,878百万円	借入金	14,300百万円
買入手形	150,000百万円																		
有価証券	1,024,915百万円																		
貸出金	21,887百万円																		
預金	20,652百万円																		
借入金	23,400百万円																		
有価証券	837,793百万円																		
貸出金	14,606百万円																		
預金	39,878百万円																		
借入金	14,300百万円																		

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,042百万円 その他 42百万円 ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,095百万円、貸出金償却4,374百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益869百万円を含んでおります。 ※4 特別損失には、固定資産処分損193百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 2,057百万円 その他 71百万円 ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,102百万円、貸出金償却2,585百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益939百万円を含んでおります。 ※4 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について900百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について34百万円の「減損損失」を計上しております。 上記「減損損失」の合計のうち、建物は574百万円、土地は255百万円、その他の有形固定資産は104百万円であります。 稼働資産については、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店をグルーピングの単位としております。本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取り扱っております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,800	—	—	3,800	—
合計	3,800	—	—	3,800	—

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	3,800	1,000	平成19年3月31日	平成19年5月18日

Ⅱ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,800	—	—	3,800	—
合計	3,800	—	—	3,800	—

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,660	5,700	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成19年3月26日 取締役会	普通株式	10,640	2,800	平成18年12月31日	平成19年3月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	3,800	その他 利益剰余金	1,000	平成19年 3月31日	平成19年 5月18日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 192,975	現金預け金勘定 423,635
日本銀行以外の金融機関への預け金 △1,576	日本銀行以外の金融機関への預け金 △1,493
現金及び現金同等物 191,398	現金及び現金同等物 422,142

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産 28百万円	動産 26百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 12百万円	動産 12百万円
中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 16百万円	動産 14百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 7百万円	1年内 7百万円
1年超 8百万円	1年超 7百万円
合計 16百万円	合計 14百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額
支払リース料 3百万円	支払リース料 6百万円
減価償却費相当額 3百万円	減価償却費相当額 6百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 当中間会計期間末

※ 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	174,050	174,380	330
合計	174,050	174,380	330

(注) 時価は、中間決算日における市場価格等に基づいております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	85,290	175,086	89,796
債券	1,290,270	1,282,443	△7,827
国債	1,038,340	1,030,979	△7,360
地方債	82,402	82,378	△23
社債	169,527	169,084	△442
その他	150,932	158,934	8,001
合計	1,526,492	1,616,463	89,970

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間会計期間における減損処理額は、287百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	58,961
非上場株式	5,035

Ⅱ 前事業年度末

※ 貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	8,955	25

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	148,451	148,074	△377	588	966
合計	148,451	148,074	△377	588	966

(注) 1 時価は、決算日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

4 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	85,475	196,855	111,380	112,148	767
債券	1,162,843	1,155,250	△7,593	973	8,566
国債	895,014	888,131	△6,882	699	7,582
地方債	73,025	72,787	△238	188	427
社債	194,803	194,331	△472	84	556
その他	131,758	144,551	12,793	13,204	411
合計	1,380,077	1,496,657	116,579	126,325	9,746

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

5 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

6 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	2,392,596	9,201	7,766

7 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債	62,745
非上場株式	5,033

8 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

9 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	705,098	251,653	258,683	151,012
国債	583,775	70,736	82,607	151,012
地方債	11,532	39,230	170,475	—
社債	109,790	141,686	5,599	—
その他	5,006	15,302	8,675	71,293
合計	710,104	266,955	267,359	222,306

(金銭の信託関係)

I 当中間会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年 9 月30日現在)

該当ありません。

II 前事業年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年 3 月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年 3 月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当中間会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	77,688
その他有価証券	77,688
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	24,927
その他有価証券評価差額金	52,761

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

II 前事業年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	104,298
その他有価証券	104,298
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	35,199
その他有価証券評価差額金	69,099

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	11,140	△8	△8
店頭	金利スワップ	241,894	1,110	1,110
	キャップ	8,458	△67	30
	フロアー	300	△0	1
	スワップション	8,490	51	50
	合計	—	1,085	1,185

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	97,837	620	620
	為替予約	72,663	△91	△91
	通貨オプション	13,291	—	98
	合計	—	528	627

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	59,639	△3	△3
	合計	—	△3	△3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ 前事業年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

① 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

② 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物

③ 債券関連

債券先物、債券店頭オプション

④ 株式関連

株式指数先物、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っています。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

主として当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客様との取引に対する市場でのカバーを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また、資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	2,481	—	△1	△1
	買建	—	—	—	—
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	103,396	91,939	668	668
	受取変動・支払固定	117,108	100,508	274	274
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	7,139	5,289	79	33
	買建	1,960	1,760	7	4
	フローアー				
	売建	400	300	0	2
	買建	—	—	—	—
	スワップション				
	売建	5,000	—	50	21
	買建	11,190	1,100	148	59
	合計	—	—	966	1,063

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	87,195	83,095	624	624
	売建	28,400	—	△143	△143
	買建	26,731	—	△154	△154
	通貨オプション				
	売建	5,815	4,930	271	77
	買建	5,815	4,930	271	13
	合計	—	—	325	416

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	69,814	—	56	56
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	56	56

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項ありません。

(持分法による投資損益等)

当社には、関連会社がありませんので、記載しておりません。

(1株当たり情報)

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	79,125.92	78,361.67
1株当たり中間(当期)純利益	円	6,040.04	9,382.41
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	円	—	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	300,678	297,774
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	300,678	297,774
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	3,800	3,800

- 3 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益	百万円	22,952	35,653
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	22,952	35,653
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	3,800	3,800

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 社債の募集に係る有価証券届出書及びその添付書類

平成19年8月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)有価証券届出書の訂正届出書を平成19年9月10日及び平成19年9月14日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 埼玉りそな銀行

取 締 役 会 御中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤 茂	⑩
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋 口 誠 之	⑩
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	墨 岡 俊 治	⑩
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社埼玉りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社埼玉りそな銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。